



監査報告書

平成30年5月21日

社会福祉法人 大和福寿会

理事長 高橋 政俊 殿

監事 村上正次 

監事 阿部正幸 

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で調査を実施いたしました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年6月21日厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告、会計帳簿又はこれに関する資料及び計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部管理体制に関する理事会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

- ①法人全体、事業区分、拠点区分の計算書類及びこれらに対応する附属明細書並びに財産目録に係る税理士法人深田会計の方法及び結果は相当であると認めます。
- ②全ての計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。


以上

監査報告書

平成30年5月21日

塩竈市長 佐藤 昭 殿

監事 村上正次 

監事 阿部正幸 

私たち社会福祉法人大和福寿会の監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で調査を実施いたしました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年6月21日厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告、会計帳簿又はこれに関する資料及び計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部管理体制に関する理事会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

- ①法人全体、事業区分、拠点区分の計算書類及びこれらに対応する附属明細書並びに財産目録に係る税理士法人深田会計の方法及び結果は相当であると認めます。
- ②全ての計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
 B…要改善
 C…要即改善
 (該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
I 組織運営					
1 定款および 規程等					
(1) 定款	① 定款は整備され保管されていること。 ② 定款の変更が所定の手続きを経て評議員会で議決され所管庁の承認を得ていること。	○			
(2) 規程等	以下の規程等が整備されていること。 ① 評議員会運営規程 ② 理事会運営規程 ③ 運営協議会運営規程 ④ 会長・専務理事・常務理事権限規程 ⑤ 監事監査規程 ⑥ 評議員選任・解任委員会運営細則 ⑦ 法令遵守規程 ⑧ 「法令遵守規程」に関する留意事項 ⑨ 評議員及び役員の報酬等基準 ⑩ その他 ()	○			
2 評議員選任 解任委員会	① 評議員選任解任委員会が設置されていること。 ② 委員会の招集手続きが定款等の定めに従い行われていること。 ③ 委員長が選任されており、委員名簿が整備されていること。 ④ 評議員の選任解任手続きが定款等の定めに従い行われていること ⑤ 評議員の選任解任関係書類が整	○			

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
B…要改善
C…要即改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
3 評議員選任 解任委員会委員 (1)現員 (2)選任・任期 (3)報酬等 4 評議員 (1)現員 (2)選任解任・ 任期	備されていること。 ⑥ 評議員選任解任委員会議事録は定款等の定めに従い正確に記録され、保存されていること。	○			
	① 3名以上の委員が選任されていること。なお、少なくとも外部委員1名以上が選任されていること。	○			
	① 委員の選任手続きが定款等の定めに従い行われていること。	○			
	② 選任関係書類が整備されていること。	○			
	③ 委員の任期が明確になっていること。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間であること。	○			
	① 評議員選任解任運営細則の定めに従い支給していること。	○			
	② 勤務実態に即して適正に支給していること。	○			
	① 評議員の現員は、理事の数を超えていなければならないこと。	○			
	① 評議員の選任解任は、評議員選任解任委員会で選任解任していること。	○			
	② 評議員の任期満了日は、選任後4年以内に終了する会計年度の最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなっていること。	○			

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
B…要改善
C…要即改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
(3) 報酬等	③ 任期満了後、評議員の選任(再任)の手続きが遅滞していないこと。	○			
	④ 選任・解任関係書類が整備されていること。	○			
	① 評議員の報酬等は、評議員及び役員の報酬等基準の定めに従い適正に支給されていること。	○			
	② 勤務実態に即して適正に支給していること。	○			
(4) 適格性	① 欠格事由を有する者が選任されていないこと。	○			
	② 役員(理事・監事)及び法人の職員が兼務していないこと。	○			
	③ 評議員のうちには、各評議員について、配偶者及び三親等内の親族その他各評議員と省令で定める特殊の関係にある者がいないこと。	○			
	④ 評議員のうちには、各評議員について、配偶者及び三親等内の親族その他各評議員と省令で定める特殊の関係にある者がいないこと。	○			
	⑤ 関係行政庁の職員及び元職員(退職後5年未満の者)が評議員となっていないこと。	○			
5 評議員会 (1) 設置	① 定款に定める議決機関としての評議員会が設置されていること。	○			
(2) 開催状況	① 開催手続きが定款の定めに従って行われていること。	○			
	② 評議員会の招集通知、議決事項等が定款等の定めに従い行われて	○			

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
B…要改善
C…要即改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
(3) 審議状況	いること。				
	③ 理事会から評議員会への提出書類は監事のチェックを受けていること。	○			
	④ 理事会が評議員会へ理事又は監事の損害賠償責任免除に関する議案を提出しようとするときは全監事の同意を得ていること。	○			
	① 評議員会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。	○			
	② 評議会での議決事項のうち、理事・監事の選任、決算の承認等の定款で定めのある議決事項が過半数の多数決で議決されていること	○			
	③ 評議会での議決事項のうち、定款変更、監事解任等の定款で定めのある議決事項が3分の2以上の多数決で議決されていること。	○			
	④ 評議員会への欠席が継続している評議員がいないこと。	○			
	⑤ 評議員会の議長及び議事録署名人が定款等の定めに従い行われていること。	○			
	⑥ 定款第13条4項により評議員会の決議があったものとみなした場合の要件が満たされていること。	○			
	(4) 記録	① 定款に定めのある議決事項関係及び理事・監事の選任解任関係の書類が整備され、保存されていること。-	○		
② 評議員会議事録は、定款等の定めに従い正確に記録され、保存されていること。		○			
③ 議事録署名人が定款に定める議		○			

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
B…要改善
C…要即改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
	長及び選任された2名の評議員となっていること。				
6 役員 (1)現員	① 欠員が生じていないこと	○			
(2)選任解任・任期	① 役員の選任解任手続きが定款の定めに従い行われていること。	○			
	② 役員名簿が整備されていること	○			
	③ 役員の任期が明確になっていること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。	○			
	④ 任期満了後、役員の選任（再任）手続きが遅滞していないこと	○			
(3)適格性	① 欠格事由を有する者が選任されていないこと。	○			
	② 関係行政庁の職員が役員となっていないこと。	○			
	③ 実際に法人運営に参画できない者が名目的に役員に選任されていないこと。	○			
(4)報酬等	① 役員の報酬等は評議員及び役員の報酬等基準の定めにより評議員会の議決に従い適正に支給されていること。	○			
	② 勤務実態に即して適正に支給していること。	○			
7 理事 (1)現員	① 理事数は、8～12名となっていること。	○			
(2)任期	① 理事の任期満了日は、評議員会で選任後2年以内に終了する会計年度の最終のものに関する定	○			

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
B…要改善
C…要即改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
(3) 適格性	<p>時評議員会の終結の時までとなっていること。</p> <p>① 理事は、社会福祉事業に熱意と理解を有し、法人運営の職責を果たし得る者であること。</p> <p>② 各理事について、配偶者及び三親等内の親族その他各理事と省令で定める特殊の関係にある者が3人を超えて含まれていないこと。</p> <p>③ 理事のうちには、役員の配偶者及び三親等内の親族その他各理事と省令で定める特殊の関係にある者が、理事総数の3分の1を超えて含まれていないこと。</p> <p>④ 法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えて選任されていないこと。</p> <p>⑤ 社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者が理事として参加していること。</p> <p>⑥ 法人が経営する社会福祉施設の長が1名以上参加していること。</p>	○	○	○	
(4) 代表者	<p>① 代表者は、理事の互選で選定された会長1名となっていること。</p> <p>② 会長は、理事会で自分の業務執行状況及び理事の業務執行状況等を年3回以上報告していること。</p>	○	○	○	
(5) 業務執行理事	<p>① 業務執行理事は理事の互選で選定されていること。</p> <p>② 業務執行理事は、理事会で自分</p>	○	○	○	

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
B…要改善
C…要即改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
8 監事	の業務執行状況を年3回以上報告していること。				
(1)現員	① 監事の数は、2～3名であること。	○			
(2)任期	① 監事の任期満了日は、評議員会で選任後2年以内に終了する会計年度の最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなっていること。	○			
(3)適格性	① 欠格事由を有する者が選任されていないこと。	○			
	② 監事2名は、理事、評議員および職員またはこれらに類する他の職務を兼任していないこと。	○			
	③ 監事のうち1名は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。 また、1名は社会福祉事業について知識経験を有する者又は地域の福祉関係者が加わっていること。	○			
	④ 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。	○			
	⑤ 監事は、法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者となっていないこと。	○			
(3)監査	① 定期監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会及び塩竈市長に報告後、法人において保存されていること。	○			
9 理事会					
(1)開催状況	① 開催手続きが定款等の定めに従	○			

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
B…要改善
C…要即改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
(2) 審議状況	<p>って行われていること。</p> <p>② 予算のための理事会、決算を評議員会に付議するための理事会のほか、理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて理事会が開催されていること。</p>	○			
	① 理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。	○			
	② 議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。	○			
	③ 理事会への欠席が継続している理事がいないこと。	○			
	④ 理事会の要議決事項について審議され議決が行われていること。	○			
(3) 記録	⑤ 定款第33条2項により理事会の決議があったものとみなした場合の要件が満たされていること。	○			
	① 理事会議事録は、定款等の定めに従い正確に記録され、保存されていること。	○			
10 運営協議会	② 議事録署名人が理事長及び出席監事となっていること。	○			
	(1) 設置	① 定款の定めに従い運営協議会が設置されていること。	○		
(2) 開催	① 年2回以上開催されていること		○		1回のみ開催
11 運営協議会 委員	(1) 定数	① 委員は、地域の代表者1名、利用	○		

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
B…要改善
C…要即改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
	者又はその家族の代表者1名及び 会長が適当と認める者1名が選任 され委嘱されていること。				
(2)任期	① 委員の任期は2年とし、会長が 委嘱していること。	○			
(3)費用	① 運営協議会運営規程の定め に従って適正に支給されている こと。	○			
	② 勤務実態に即して適正に支給 していること。	○			
12 人事管理					
(1)任免関係	① 施設長等重要な職員の任免に 当たっては、理事会の議決を 経ていること。	○			
(2)職務関係	① 職員の処遇が労働基準法等 関係法令通知等に則して適正 に行われていること。	○			
	② 退職手当共済掛金が社会福祉 施設等職員・特定介護保険施設 等職員および申出施設等職員 の別に従い、独立行政法人福 祉医療機構に対して適正に支 払われていること				該当なし
	③ 被共済職員退職届について、 本俸月額、被共済職員期間が 適正に届け出られていること。				該当なし
13 その他					
	① 福祉サービスに関する苦情 解決の仕組みへの取組が行わ れていること。 ・苦情受付窓口が設置されて いること。 ・苦情解決責任者が設置され ていること。	○	○	○	

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
 B…要改善
 C…要即改善
 (該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者委員が設置されていること。 ② 社会福祉施設設備等の管理が十分に行われ、防災対策等が講じられているとともに、その実施体制が確立されていること。 ③ 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 	○			

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
B…要改善
C…要即改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
II 事業 1 事業一般	① 定款に記載されている事業が行われていること。 ② 定款に記載されていない事業を行っていないこと。(定款の変更を行う必要がない事業として所轄庁が認めた事業を除く。)	○			
2 社会福祉事業 a - (1) 介護老人保健施設やま と塩竈の運営状況	① 関係法令通知による設置および運営の基準に則して、適正に経営されていること。 ② 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。 社会福祉事業の収入を公益事業(関係法令通知により認められた事業を除く。)または収益事業の支出に充てていないこと。	○		○	
a - (2) 介護老人保健施設やま と塩竈の事務手続	① 事業の開始、変更および廃止等に係る所要の手続きが遅滞なく行われていること。	○			
b - (1) 老人短期入所施設 しおりの運営状況	① 関係法令通知による設置および運営の基準に則して、適正に経営されていること。 ② 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。 社会福祉事業の収入を公益事業(関係法令通知により認められた事業を除く。)または収益事業の支出に充てていないこと。	○		○	

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
B…要改善
C…要即改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
b-(2)老人短期入所施設しおりの事務手続	① 事業の開始、変更および廃止等に係る所要の手続きが遅滞なく行われていること。	○			
c-(1)グループホームやすらぎの里の運営状況	① 関係法令通知による設置および運営の基準に則して、適正に経営されていること。 ② 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。 社会福祉事業の収入を公益事業(関係法令通知により認められた事業を除く。)または収益事業の支出に充てていないこと。	○		○	
c-(2)グループホームやすらぎの里の事務手続	① 事業の開始、変更および廃止等に係る所要の手続きが遅滞なく行われていること。	○			
d-(1)しおりデイサービスセンターの運営状況	① 関係法令通知による設置および運営の基準に則して、適正に経営されていること。 ② 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。 社会福祉事業の収入を公益事業(関係法令通知により認められた事業を除く。)または収益事業の支出に充てていないこと。	○		○	
d-(2)しおりデイサービスセンターの事務手続	① 事業の開始、変更および廃止等に係る所要の手続きが遅滞なく行われていること。	○			
3公益事業 a-(1)小規模通所授産所「し	① 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこ	○			

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
B…要改善
C…要即改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
おのか工房」の 運営状況	② 会計が、社会福祉事業および収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。	○			
a - (2)小規模 通所授産所「し おのか工房」の 剰余金の処分	① 剰余金が生じた場合は、公益事業または社会福祉事業の経営に充てられていること。		○		そもそも収支改善が必要であり、社会福祉事業からの補填がないようにすること。
b - (1)診療所 「やまとクリ ニック」の運営 状況	① 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと ② 会計が、社会福祉事業および収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。	○			
b - (2)診療所 「やまとクリ ニック」の剰余 金の処分	① 剰余金が生じた場合は、公益事業または社会福祉事業の経営に充てられていること。			○	設備を有効活用するための施策を講ずること。
c - (1) 宅老 所「淑忠」の運 営状況	① 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。 ② 会計が、社会福祉事業および収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。	○			
c - (2) 宅老 所「淑忠」の剰 余金の処分	① 剰余金が生じた場合は、公益事業または社会福祉事業の経営に充てられていること。			○	設備を有効活用するための施策を講ずること。
4 収益事業 a - (1)不動産 賃貸業の事業 内容運営状況	① 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと ② 社会福祉事業用設備の使用または社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障を来して	○			

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
B…要改善
C…要即改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
	いないこと。				
a - (2) 不動産 賃貸業の収益 の処分	③ 収益事業は、特別会計とされていること。なお、収益事業にかかる借入金は、収益事業用財産の2分の1を超えていないこと。	○			
	① 収益が社会福祉事業または公益事業の経営に充てられていること。	○			
b - (1) 駐車場 業の事業内容 運営状況	① 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。	○			
	② 社会福祉事業用設備の使用または社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障を来していないこと。	○			
	③ 収益事業は、特別会計とされていること。なお、収益事業にかかる借入金は、収益事業用財産の2分の1を超えていないこと。	○			
b - (2) 駐車場 業の収益の処分	① 収益が社会福祉事業または公益事業の経営に充てられていること。				該当なし
III 財務管理					
1 資産管理	① 基本財産、運用財産、公益事業用財産および収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。	○			
	② 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管されていること	○			
	③ 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること	○			

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
B…要改善
C…要即改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
2 会計管理 (1) 予算	④ 基本財産を、塩竈市長の承認を得ずに、処分し、貸与または担保に供していないこと（独立行政法人福祉医療機構に担保を供する場合及び独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合を除く）。	○			該当なし 該当なし
	⑤ 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、みだりに処分されていないこと。	○			
	⑥ 不動産を国または地方公共団体から借用している場合は、国または地方公共団体の使用許可等を受けていること。				
	⑦ 不動産を国または地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。				
	① 予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。	○			
	② 予算が適正に執行されていること。 なお、予算の執行に当たって変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。	○			
	③ 予算計画書が整備され保存されていること。	○			
(2) 会計処理	① 会計責任者が置かれていること。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、それぞれ辞令が交付されていること。また、内部牽制機能が十分に保たれていると。	○			
	② 現金保管については、保管責任が明確にされていること。	○			

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
B…要改善
C…要即改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
(3)債権債務の状況	① 借入金は、理事会の議決（及び評議員会の意見の聴取）を経て行われていること。 また、借入金が事業運営上の必要によりなされたものであること。 ② 借入金の償還財源に寄付金が予定されている場合は、法人と寄付予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄付が遅滞なく履行されていること。	○			該当なし
(4)会計帳簿等の整備状況	① 会計帳簿が整備され、証憑書類が保存されていること。	○			
(5)決算および財務諸表	① 決算手続は、定款の定めに従い適正に行われていること。 ② 財産目録、貸借対照表および収支計算書が整備され、保存されていること。 ③ 財産目録、貸借対照表の預金残高と残高証明書の金額が一致していること。 ④ 未収金や未払金、立替金、仮払金、仮受金、預り金等の内容について、不明瞭なものがないこと。 ⑤ 法人と関係のない支出がされていないこと。 ⑥ 貸借対照表と事業活動収支計算書の次期繰越活動収支差額が一致していること。 ⑦ 貸借対照表の流動資産（たな卸資産を除く）から流動負債（引当金を除く）を控除した金額が、資金収支計算書の当期末支払資金残高と一致していること。 ⑧ 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書において、経年間の整合がとれていること。	○			

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適 正
B…要改善
C…要即改善
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
(6)その他	⑨ 年度ごとの決算書及び事業報告書が整備保存され監査報告書が添付されていること。	○			該当なし
	① 寄付金を募集する際には、関係法令の定めに従い行われていること。また、寄付金が募集の際の用途に即して使用されていること。				
	② 社会福祉施設の利用者または利用者の家族等に寄付金を強要していないこと。	○			
	③ 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は、別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていること。	○			